

Dataline

A look at current financial reporting issues

No. 2012-20
December 3, 2012

目次:

概要	1
公正価値	1
債務のリストラチャリング	5
セグメント	7
のれんの減損テスト	8
耐用年数を確定できない 無形資産の減損	10
長期性資産の減損	11
収益認識	12
偶発事象	14
キャッシュ・フロー・ヘッジ	15
変動持分事業体(VIE)	18
転換型優先株式	20
取得	22
ビルト・トゥ・スーツ・リース	23
年金	25
株式に基づく報酬	26
法人所得税	28
非 GAAP 財務指標	31
経営者による討議と分析 (MD&A)	32
質問	33

2012年の年度末における会計および報告に関する検討事項 主要トピックスに関する最新の実務および留意点

概要

- 今年(2012年)度末、新しい公正価値開示の提供、債務の修正(条件変更)の会計処理、および収益認識ガイダンスの評価など、企業は引き続き財務報告に関する多くの複雑な問題に直面しています。
- 世界中の経済問題は、財務報告に広い範囲にわたる影響を及ぼし続けています。たとえば、ユーロ圏の不安定な状況は、売上債権引当金、投資およびのれんの減損の検討、ならびに一部の管轄地域における繰延税金にかかる評価性引当金の必要性に影響を及ぼす可能性があります。あるいは拡充した開示が必要とされるかもしれません。
- 当Datalineは、網羅的なリストを提供してはいませんが、企業が年度末の財務報告プロセスにおいて検討すべき重要な問題に関する最新の実務および留意点を適時に提供することを目的としています。各トピックは、米国証券取引委員会(SEC)スタッフのコメントレター、上場企業の修正再表示の実例、およびPwC独自の所見を含む多様な情報源から収集されたものです。
- SECおよびPCAOBの最近の動向に関する2012年AICPA全国会議が、2012年12月3日から5日まで開催されます。この全国会議では、スピーカーがこれらのトピックのいくつかについて追加的な洞察を提示する可能性があります。PwCは、12月13日頃に全国会議のハイライトおよび所見を提供するDatalineを公表する予定です。

公正価値

.1 2011年、米国財務会計基準審議会(FASB)は、公正価値測定ガイダンスに対する会計基準アップデート(ASU)¹を公表しました。今年(2012年)度末は、12月決算の公開企業にとってこの新しいガイダンスを反映させた最初の年次ファイリングであり、また12月決算の非公開企業にとっては新しいガイダンスの初度適用になります。最も特筆すべきは、新しいガイダンスにより開示要求が増加したこと、そして公正価値測定の重要な決定要因である「主要な市場(principal market)」の定義が変更されたことです。

¹ 会計基準アップデート(ASU)No.2011-04「Fair Value Measurement (Topic 820): Amendments to Achieve Common Fair Value Measurement and Disclosure Requirements in U.S. GAAP and IFRSs(公正価値測定(Topic 820): 米国会計基準(US GAAP)と国際財務報告基準(IFRS)における公正価値の測定および開示に関する規定を共通化するための改訂)」



新しい開示要求

.2 アップデートされたガイダンスは、さまざまな新しい開示を要求しています。とくに、すべてのレベル3 公正価値測定の評価で用いられる重要な観察可能でないインプットに関する定量的情報を要求しています。当ガイダンスは、表形式の開示を要求していますが、どのような定量的情報を表示しなければならないかについて明確にされていません。しかし、ASUには、報告企業が開示を検討するであろう情報の設例が示されています²。

.3 公開企業はすでに2012年度中の四半期財務諸表に新しいガイダンスを適用しています。これらの初度開示についてPwCが行った分析は、SECスタッフのコメントと共に、公開企業が年次ファイリングの開示をまとめるにあたり検討すべき有益な所見を提供します。また、非公開企業がこの新しいガイダンスを適用する際に、主な適用上の問題に重点的に取り組めるよう支援することができます。

.4 公開企業のレベル3の公正価値測定に用いる観察可能でないインプットの開示において、一部のケースでインプットの範囲が大きいものが見られました。SECスタッフが、範囲の状況を説明する以下の追加的な情報を要求したケースもあります。

- 範囲の定性的説明。たとえば、範囲が20-100ベースポイントである場合、企業は、「ポートフォリオの95%は80から100ベースポイントの間である」等の説明を含めることができる。
- 加重平均値の定量化(特に非デリバティブ商品について)

.5 加重平均の算出方法を開示することも有益となるでしょう。特に具体的に要求されていませんが、加重平均は当基準に提示されている設例にも含まれており、異常値の影響を目立たせなくすることで状況を表すことができます。類似したポートフォリオの場合、加重平均を含めることにより企業間の比較を容易にする可能性があります。

.6 新しいガイダンスは、レベル2およびレベル3の公正価値測定のための評価技法に関する情報を要求しています。企業は、レベル3だけでなくレベル2についても、その評価技法および公正価値測定に使用した情報ソースに関する開示を拡大しなければなりません。

.7 またASUは、ある金融商品の公正価値測定で使用されたひとつの観察可能でないインプットの変動が、別の観察可能でないインプットにどのような影響を及ぼすかに関する詳細な説明を要求しています。PwCは、この領域における開示内容が極めて一般的であることを確認しました。定量的情報は要求されていませんが、より具体的な定性的情報は財務諸表の利用者にとって有用でしょう。

PwCの見解:

新しいガイダンスの具体的な要求事項に加えて、ASC 820-10-50-1Aは、企業の公正価値測定の明瞭な全体像を財務諸表の読者に提供するために必要なすべての重要情報を表示することを企業に指示しています。このASCは、経営者が「全体像の説明 (full story)」を提供していないと思われる場合には、SECスタッフが追加の開示を要請する裁量を広く許容しています。

² ASC 820-10-55-103 から 55-104

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

- [Dataline 2012-05](#) 「*New fair value measurement standard – Adoption of the new guidance: First quarter 2012 measurement and disclosure observations* (新しい公正価値測定基準—新しいガイダンスの適用:測定および開示に関する2012年第1四半期の所見)」
- [Dataline 2012-02](#) 「*New fair value measurement standard – Implementation guidance for new disclosure requirements* (新しい公正価値測定基準—新しい開示要求に関する適用指針)」

新しいガイダンスから生じたその他の変更

観察可能でないインプットの識別および公正価値ヒエラルキーのレベルの決定

.8 ASU2011-04の適用以前において、企業は、ある金融商品を公正価値ヒエラルキーのレベル3であると識別した場合、すべての観察可能でないインプットを識別する必要はありませんでした。金融商品に重要な観察可能でないインプットが一つでもあれば、レベル3とみなされました。レベル3の公正価値測定におけるすべての観察可能でないインプットに関する情報を開示する新しい要求事項は、企業がすべてのインプットを「観察可能」または「観察可能でない」のいずれであるかを識別しなければならないことを意味します。その結果、「観察可能」の定義について疑問が生じました。

.9 インプットが「観察可能 (observable)」であるためには、報告企業とは無関係の観察可能な市場データに基づく(市場を基礎とした)ものでなければなりません。この検討には重要な判断を要する可能性があります。たとえば、企業が第三者による研究を基礎に仮定を行った場合、第三者が利用したデータが市場に基づいていなければ、たとえその研究が広く行きわたるか、または公表されているもののだとしても、その研究は「観察可能」ではない可能性があります。ASU 2011-04 の適用により、企業は一部のインプットについて初めてこの評価を行う必要があるかもしれません。インプットが観察可能かどうかの判断に至るプロセス、およびその結果としての結論は十分に文書化されなければなりません。

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

PwCの「*Guide to Accounting for Fair Value Measurements, Incorporating ASU 2011-04*」(2012年版)、FVセクション4.4.1の「Observable versus Unobservable Inputs」

第三者により実施された評価

.10 特定の状況において、企業は、新しいガイダンス³における「第三者による価格づけ情報の例外規定」を利用することができます。この例外規定は、報告企業によって作成されたものではない観察可能でないインプット(例:過去の取引または第三者の価格づけ情報から得られた価格)についての特定の定量的開示を省略することを報告企業に認めています。定量的開示の例外規定を選択した場合でも、このようなインプットの感応度に関する定性的開示は依然として要求されます。

.11 評価がどの情報に基づいて行われたかにかかわらず、また、たとえ第三者によって実施された評価であった場合でも、すべての評価は報告企業の責任となります。SECスタッフは、公正価値の測定を企業が行っていない場合でも、すべての測定の責任は経営者にあると考えています。「現在のSECおよび公開企業会計監視委員会(PCAOB)の動向に関する2011年AICPA全国会議」においても、SECスタッフおよびPCAOBの両者がこの領域における経営者の責任について繰り返し述べています。経営者は、第三者の価格づけ情報の例外規定を利用する場合でも、このような期待を考慮すべきです。また、すべての評価プロセスは内部評価または第三者評価のレビューのいずれにおいても必ず適切な内部統制の対象としていなければなりません。例外規定の利用が適切な場合には、企業は第三者評価のレビューに対する統制に関する開示を検討しなければなりません。

³ ASC 820-10-50-2(bbb)

PwCの見解:

企業が第三者価格づけ業者に対し、より詳細な情報を要求するようになるにつれて、第三者による価格づけ情報の例外規定が徐々に使用されなくなるかもしれません。すでに、一部の価格づけサービス業者は観察可能でないインプットに関する情報を提供しており、間もなく他社もそれに続くものと予想されます。

「主要な市場」の定義の変更

.12 ASU 2011-04のガイダンスは、「主要な市場」の定義を変更しました。「主要な市場」は、企業はその市場にアクセス可能な、当該資産または負債について活動の量と水準が最大である市場と定義されています。これは、主要な市場とは「報告企業が最大の取引量および取引水準をもって当該資産または負債に関する取引を行う」市場である、としていた以前のガイダンスからの変更を表しています。この変更が及ぼす影響は多くの企業にとって重要でないかもしれませんが、たとえば、他の企業にはアクセスできない市場で取引している企業にとっては、公正価値が変わる可能性があります。

PwCの見解:

公開企業が新しいガイダンスを適用するにあたり、この定義の変更は多くのSEC登録企業に影響を及ぼさなかったようです。PwCは、いくつかの金融商品についてのみ、主要な市場が変化したことを確認しました。PwCは、定義の変更は同様に多くの非公開企業にも影響を及ぼさないと予想していますが、これらの企業もこの定義の変更を認識し、主要な市場が変化したかどうかを評価する必要があります。

評価上の仮定の変更

.13 主要な市場および市場参加者が毎年同じであったとしても、同じ評価方法や仮定の使用が適切でない場合があります。基本的な金融商品であっても、継続的な市場慣行の発展に伴い、評価方法および仮定が変化する可能性があります。これらの変化は徐々に発生するかもしれず、しかも通常は、会計ガイダンスが変更された時のようには公表されません。仮定の変化の有無は、市場取引においてその仮定の利用度がどの程度優位かによって異なります。企業は、第三者評価機関を利用する場合であっても、市場参加者の仮定の変更を認識できるよう、十分に文書化を行い、首尾一貫して適用されるプロセスおよび統制を整備しておく必要があります。

PwCの見解:

評価における仮定のうち、変更の可能性があるのは、特定の担保付デリバティブおよび上場デリバティブのキャッシュ・フローを割引く際に、ロンドン銀行間取引金利 (LIBOR) ではなくオーバーナイト・インデックス・スワップ (OIS) 金利を用いた割引へ移行しようとする動きです。通常、これらの担保付のキャッシュ・フローのリスクの低さを反映して、OISの方がより低い金利となります。金融危機の前は、LIBORおよびOISは連動する傾向にありましたが、金融危機によってこれら2つの間のスプレッドが拡大しました。PwCは、この数年の間で、一部の市場参加者が特定のデリバティブのキャッシュ・フローの割引に、LIBORではなくOISを使い始めていることを認識しています。

関連する動向として、FASBの発生問題専門委員会 (EITF) がそのアジェンダに、OISはヘッジのベンチマーク金利となり得るかどうかを検討するプロジェクトを追加しています。Issue 13-A「Inclusion of the Fed Funds Rate as a Benchmark Interest Rate for Hedge Accounting Purposes (ヘッジ会計目的のベンチマーク金利としてのフェデラル・ファンドの実効スワップ・レートの算入)」が、2013年1月17日のEITF会議で議論される予定です。

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

Dateline 2011-30 「Accounting for derivative instruments – Treasury and financial reporting implications of using an OIS (not LIBOR) curve in the valuation of certain derivatives」

債務のリストラクチャリング

不良債権のリストラクチャリング

.14 歴史的な低金利等の全般的な経済環境を考慮して、企業は、資本および流動性のニーズを再評価しています。そのため、2012年における貸出金のリストラクチャリングの件数は相当の数に上りました。リストラクチャリングは、金利、元本、および(または)満期日の変更によるキャッシュ・フローの変動を伴います。キャッシュ・フローは、以下にあげる項目の変更を受け、債務者と債権者の間で交わされる手数料にも影響されます。

- リコースまたはノン・リコース
- 債務の優先順位
- 担保権に関する条項(担保の変更を含む)
- 財務制限条項および/または免責条項
保証人(または保証人の解除)
- オプション条項

.15 企業の債務や借入枠の条件が修正されるか、または債務が同じ債権者と交換された場合には、適切な会計ガイダンスを決定することが非常に重要です。最初のステップは、条件変更が不良債権のリストラクチャリング(TDR)に該当するかどうかを決定することです。借手が(1)財政上困難な状態にあり、かつ(2)債権者から緩やかな条件(concession)を与えられている場合、修正された、または交換された債務にはTDRのガイダンスが適用されます。このガイダンスは、これらの要件が満たされているかどうかを判断する上での規範になります。TDRについての特定の要件が満たされていない場合、債務または借入枠の修正が修正(modification)と消滅(extinguishment)のどちらとして会計処理されるべきかを判断するための評価を行わなければなりません。

.16 取引がTDRであり、債務が同一債権者に対して未決済のままである場合、債務者は、リストラクチャリングされた債務の割引前将来キャッシュ・フロー(元本と利息の支払のすべて)を当初の債務の純帳簿価額と比較します。この会計処理は以下のとおりです。

- 将来キャッシュ・フローが債務の純帳簿価額を下回る場合、その差額について利益が認識され、将来に向けて利息費用は計上されない。
- キャッシュ・フローが債務の純帳簿価額を上回る場合、TDRの実行日に利益は認識されず、将来キャッシュ・フローと帳簿価額が一致するよう新しい実効金利が算定される。

債務の修正(modification)と消滅(extinguishment)

.17 長期債務の修正がTDRでない場合、重要な変更(10%以上)にあたるかどうかを判断するため、当初の債務のキャッシュ・フローの現在価値と新しい債務のそれとを比較します。重要な変更である場合には、当該取引は消滅と考えられ、それ以外の場合は修正となります。

.18 以下の表は、債務の修正と消滅の会計処理の概要を示したものです。

修正 vs. 消滅			
取引の種類	損益の認識と利息費用への影響	債権者に新たに支払われた手数料	第三者に新たに支払われた手数料
修正	<ul style="list-style-type: none"> 損益は認識しない。 債務の帳簿価額および修正されたキャッシュ・フローに基づき新しい実効金利が設定される。 	資産計上して償却	費用処理
消滅	<ul style="list-style-type: none"> 当初の債務の帳簿価額と新しい債務の公正価値の差額を損益として計上する。 利息費用は新しい債務の実効金利に基づいて計上される。 	費用処理	資産計上して償却

.19 いくつかの特性によってこの計算がより複雑になる可能性があります。ひとつには、新しい債務に含まれる期限前償還オプションがあります。新旧の借入契約のキャッシュ・フロー算定に関するガイダンス⁴は、企業に対し、コールおよびプットの行使の発生可能性にかかわらず、期限前償還オプションなどの行使および非行使を仮定した、さまざまなキャッシュ・フローのシナリオを考慮するよう規定しています。債務の修正または消滅の有無を決定するためには、キャッシュ・フローの変動が最も小さくなるシナリオを使用しなければなりません。

.20 新しい負債性金融商品が違約金なしにいつでも償還できる場合、この負債性金融商品のキャッシュ・フローの算定にあたり使用しなければならないキャッシュ・フローのシナリオのひとつは、リストラクチャリングの実行日に債務が即時に償還されるという仮定です。このシナリオでは金利および満期がファクターではないため、キャッシュ・フローの変動が最小となる可能性が高くなります。通常、このようなシナリオにおいて、キャッシュ・フローを変動させる唯一の変更は、債権者に支払われる手数料です。その結果、キャッシュ・フローの変動は10%未満であるとの計算になることが多く、したがって修正の会計処理が適用されます。

PwCの見解:

債務のリストラクチャリングにより、当初の負債性金融商品に実質的な転換オプションが追加されるまたは削除される場合、そのリストラクチャリングは自動的に消滅として会計処理されることとなります。したがって計算の必要はありません。

⁴ ASC470-50-40-6 から 470-50-40-12

複数の貸手が関与する借入金

.21 債務のリストラクチャリングの一般例として、複数の貸手が関与するシンジケートローンの借入枠が新しいシンジケートローンの借入枠に置き換わる場合があります。通常、主幹事銀行がシンジケート全体について新しい負債性金融商品をアレンジします。ひとつめのステップは、主幹事銀行が本人(すなわち、自身のために債務の再編をアレンジする)、または代理人(すなわち、貸手または投資家の代理として債務再編をアレンジする)のいずれの立場で活動するのかについての検討です。本人の場合、主幹事銀行は、キャッシュ・フローの変動を算出する目的のための唯一の貸手とみなされます。大抵は、主幹事銀行は、シンジケート団を組成している貸手のために代理人として活動します。この場合、主幹事銀行ではなく、個々の貸手について10パーセント・テストを実施する必要があります。

.22 取引に新規に関与する貸手からの借入は、新規の債務として扱わなければなりません。その結果、当該貸手は、10パーセント・テストの対象とならず、当該貸手に配分されるすべてのコストは資産化されます。

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

PwCの「[Guide to Accounting for Financing Transactions: What You Need to Know about Debt, Equity and the Instruments in Between](#) (金融取引の会計処理ガイド:負債、資本、およびその中間の金融商品について知っておくべきこと)」(2012年版)の第5章

セグメント

.23 セグメント報告は引き続きSECスタッフが注目している領域です。セグメント報告は、事業セグメントの識別にかかっています。一般的に、企業は、最高業務意思決定者(CODM)が事業をどのように運営しているかを理解することにより、事業セグメントの識別を開始します。この分析は、通常、月次報告からスタートし、リソースの配分と業績の評価のためにCODMによって定期的に使用されるその他の情報の検討が含まれます。

.24 事業セグメントの識別は、報告セグメント、ならびにのれんの減損テストのための報告単位の決定において極めて重要です。事業セグメントの識別、ならびに報告セグメントおよび報告単位の決定のために実施される検討は、1回限りの検討ではありません。むしろ、企業は、少なくとも年に1度は事業セグメントの識別ならびに報告セグメントおよび報告単位の決定について再検討および文書化するためのプロセスおよび統制の整備を確保しなければなりません。

PwCの見解:

SECスタッフは、特に企業の経営状態をより良く理解するために、プレス・リリース、アナリスト・コール、および企業のウェブサイトなどのさまざまなソースからの情報を利用します。SECスタッフは、コメントレターを通じ、CODMによる事業運営および業績評価の方法をより良く理解する目的で、CODMおよび取締役会に提出された情報や他の内部情報を要求します。

のれんの減損

.25 のれんの減損の分野で生じている問題には、発生事象の特定、時価総額の調整の実施、および開示の適切性に関連するものなどがあります。また、一部の企業においては、今年度初めて、簡便化したのれんの減損テストを利用できる可能性があります。

発生事象

.26 少なくとも年に1度、のれんは減損テストされますが、発生事象が見られる場合にも減損テストを実施しなければなりません。のれんの減損に関するガイダンス⁵は、発生事象の設例を提供していますが、期中の減損テストを必要とする発生事象であるかを評価する際には重要な判断が要求されます。事象を評価する際、企業は、報告単位の公正価値に最も重要な影響を与える事象および状況をより重視しなければなりません。

のれんの減損テスト

.27 企業が、定量的検討が必要であると結論づける場合、減損テストは2つのステップで実施されます。ステップ1では、減損の兆候が存在するかどうかを判断するために、報告単位の公正価値を帳簿価額(のれんを含む)と比較します。報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る場合、ステップ2が実施されます。ステップ2では、報告単位ののれんの推定公正価値を算定し、それを報告単位ののれんの帳簿価額と比較します。簡単に言うと、ステップ2では、報告単位ののれんの公正価値を決定するため、仮定の購入価格の配分を行います。のれんの推定公正価値が帳簿価額を下回った場合、その差異について減損損失が計上されます。

.28 のれんの減損損失を認識している企業は、以下についての結論を文書化することを検討しなければなりません。

- 減損損失の計上のタイミング
- 報告単位ののれんが減損する原因となった事象および状況
- 公開企業について、過年度の報告における「早期警告」の開示の適切性(減損損失につながる関連リスクおよび事業展開など)

.29 報告単位の公正価値を算出する場合、企業が複数の評価技法を用いた加重アプローチを使用する場合があります。複数の評価技法が使用され、加重が報告期間毎に変更される場合、企業の経営者は、なぜ変更された加重が企業の報告単位の公正価値の企業による最善の見積りを反映しているかを含め、変更の根拠を同時に文書化しなければなりません。

.30 公開企業は複数の報告単位を有している場合が多く、そのため、その報告単位の公正価値を決定するために、直接的に自社の株式の取引相場価格を使用することはありません。しかし、企業の報告単位の公正価値の総額を、合理的な範囲内で企業の時価総額に調整しなければなりません。報告単位の公正価値総額と時価総額との差額は、通常は企業の株式の取引相場価格に反映されていない支配権プレミアムに起因するものです。支配権プレミアムが合理的かどうかを判定するための明確な判断基準はありませんが、企業は、支配権プレミアムの合理性を検討し文書化しなければなりません。

⁵ ASC 350-20-35

PwCの見解:

SEC登録企業が時価総額の大幅な下落を経験した場合、のれんの減損の判断に際して、企業が時価総額が帳簿価額を下回った事実をどのように考慮したかについて、SECスタッフが質問することがよくあります。

開示

.31 SECスタッフは引き続き、財務諸表および経営者による討議と分析(MD&A)におけるのれんの減損に関する開示の内容と範囲に注目しています。SECスタッフは、のれんの減損テストのステップ1をクリアできないリスクのある報告単位を有しており、潜在的な減損に重要性があれば、企業はこの減損のリスクを強調しなければならないと述べています。さらに、直近の減損テスト実施日において、報告単位の公正価値が帳簿価額を大幅に上回っていない場合には、企業は特定の定量的開示および定性的開示を要求されます。要求される開示には、以下が含まれます。

- 直近の減損テストの実施日において公正価値が帳簿価額を上回る割合
- 当該報告単位に配分されたのれんの金額
- テスト方法や主要な仮定(その決定方法を含む)に関する説明
- 主要な仮定に関する不確実性の程度の説明
- 主要な仮定にネガティブな影響を与えることが合理的に予測される潜在的な事象や状況の変化についての説明

.32 直近の減損テスト実施日において、報告単位の公正価値が、その帳簿価額を大幅に上回る場合、企業は上記の開示を提供する必要はありません。このような場合には、企業は、その旨を財務諸表およびMD&Aにおいて開示しなければなりません。報告単位の公正価値がその帳簿価額を大幅に上回っているかどうかを決定するには判断が要求されます。

簡便化されたのれんの減損テスト

.33 早期適用が許容されていたものの、簡便化された新しいのれんの減損テストが2011年12月15日より後に開始する会計年度より適用となりました。企業には、減損に関する定量的検討を行う必要があるかどうかを決定するために最初に定性的要因を評価するという選択肢があります。企業が、定性的検討に基づき、報告企業の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が高い(すなわち、可能性が50%超)と判断しない限り、報告単位の公正価値の計算は要求されなくなります。

.34 企業は、定性的検討を実施する場合、評価の一部として考慮した要因および至った結論を同時に、かつ十分に文書化しなければなりません。評価は定性的要因に基づきますが、定量的なサポートと分析の要素が期待されます。たとえば、企業は、直近の公正価値の計算に基づく「クッション」の金額、当該日付以降の状況の悪化の重要性、および直近の公正価値の計算からどのくらいの時間が経過したかについて文書化する必要があります。企業は、とりわけ、どの要因が報告単位の公正価値の主要因かを決定し、それらの要因の変化、および、報告単位の公正価値に重要な影響を及ぼす他の市場に基づく指標の変動を監視するためのプロセスと統制を整備する必要があります。

.35 企業が、一部の報告単位に定性的検討を行い、他の報告単位には定量的テストを行う場合、時価総額の報告単位の公正価値総額への調整が難しくなる可能性があります。このような場合、企業は、当該報告単位の公正価値総額が、ステップ1で決定されるならば、全体的な時価総額に対して妥当であるかを確認しなければなりません。重要な判断が用いられるため、企業は、報告単位の公正価値の総額を決定するプロセスおよび公正価値の妥当性の検討を文書化しなければなりません。

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

Dataline 2011-28 「Goodwill Impairment – FASB issues guidance that simplifies goodwill impairment (のれんの減損—FASBがのれんの減損テストを簡便化し、早期適用を許容するガイダンスを公表)」

耐用年数を確定できない無形資産の減損

耐用年数を確定できない無形資産の利用期間の再評価

.36 耐用年数を確定できない無形資産は、事象または状況が引き続き耐用年数を確定できないことを裏づけているかを判定するため、報告期間ごとに再評価されなければなりません。たとえば、企業は、現在無形資産の耐用年数を制限している法律、規制、契約、競争、および経済上の、またはその他の要因が変化していないかどうかを検討しなければなりません。企業は、この検討に関連する確立されたプロセスおよび統制を有していなければならず、それと同時に耐用年数を確定できない無形資産が依然として耐用年数を確定できないかの結論を文書化しなければなりません。

.37 耐用年数を確定できない無形資産について、企業が、現在は耐用年数を確定できると判断した場合、償却の開始前に耐用年数を確定できない資産としてこの資産の減損をテストしなければなりません。見積耐用年数の変更は会計上の見積りの変更であり、変更を行った期間および将来期間において将来に向かって適切に会計処理されなければなりません。

耐用年数を確定できない無形資産についての簡便化された減損テスト

.38 新しいガイダンス⁶は、2012年9月15日より後に開始する会計年度について実施される年次および期中の耐用年数を確定できない無形資産の減損テストに適用され、早期適用も許容されます。この簡便的な減損テストを用いる企業は、定量的減損テストを実施する必要があるか否かを決定するため、最初に定性的要因を評価するオプションがあります。これは簡便化されたのれんの減損テストに類似しています。

.39 当基準は、特定の事実および状況に基づく定性的検討をいつ実施するか決定について、企業に柔軟性を与えています。のれんの定性的減損テストと同様、この定性的検討は、每期、首尾一貫して準拠する必要のある会計方針の選択ではありません。企業は、耐用年数を確定できない無形資産について定性的検討をまったく実施しない、一部実施する、またはすべてについて実施することを選択することができます。さらに、企業は、任意の会計期間の任意の耐用年数を確定できない無形資産について定性的検討を実施せずに、直接、定量的減損テストに進むことができます。

PwCの見解:

無形資産は当初公正価値で計上され「クッション」はありません。したがって、公正価値と帳簿価額の比較は、実際のキャッシュ・フローと予想キャッシュ・フロー、税率、および割引率の変更など、不利な要素に非常に影響を受けやすくなっています。定性的検討は、直近の公正価値計算において、その公正価値が帳簿価額に近似していた資産については費用対効果が良くない可能性があります。

⁶ ASU 2012-02 「耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト」

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

[Dateline2012-08](#) 「Indefinite-lived intangible asset impairment – FASB issues guidance that simplifies impairment test and allows early adoption (耐用年数を確定できない無形資産の減損—FASBが減損テストを簡便化し、早期適用を許容するガイダンスを公表)」

長期性資産の減損

減損モデル

.40 長期性資産は、次の2つのモデルに基づいて減損を評価します。(1)継続して保有し使用される予定の資産(使用目的保有)、ならびに、(2)売却により処分予定の資産(売却目的保有)。売却目的保有として分類される資産グループについては、企業はガイダンス⁷の要件をすべて満たさなければなりません。

.41 使用目的資産は、事象または状況の変化が資産または資産グループの帳簿価額が回収可能でない可能性があることを示す場合には、必ず回収可能性についてテストしなければなりません。ガイダンスの中では、回収可能性テストのトリガーとなる潜在的な減損の兆候が数多く示されています。また、企業が資産の売却を検討しているものの、売却目的保有の要件を満たさないと判断する場合にも、企業は、回収可能性テストの実施が必要となる減損の兆候(すなわち、企業が資産または資産グループを売却または処分する可能性が高いことによる発生事象)の有無を評価しなければなりません。

.42 企業は、発生事象を識別し、回収可能性テストを実施するためのプロセスを文書化しなければなりません。これには、たとえば、主要な資産の決定、割引前キャッシュ・フロー予測における重要な仮定、および残存価値の見積りが含まれます。

減損テスト

.43 使用目的の長期性資産の減損モデルは、回収可能性テスト(ステップ1)および減損の判定と測定(ステップ2)で構成されます。回収可能性テストは、企業の資産または資産グループの使用と最終的な処分から生じると予想される割引前キャッシュ・フローに基づくものです。テストで使用されたキャッシュ・フローは、市場参加者の仮定ではなく、企業自身の資産または資産グループの使用意図に関する仮定に基づかなければなりません。

.44 企業がキャッシュ・フローを見積らなければならない期間は、資産グループの「主要な資産」の残存耐用年数に基づきます。主要な資産とは、減価償却中の主要な長期性の無形資産、または償却中の無形資産で資産グループがそのキャッシュ・フロー生成能力を得ている最も重要な資産です。主要な資産は通常、最長の残存耐用年数を有しており、再調達には最大レベルの投資が必要な資産です。企業はまた、主要な資産の耐用年数の終了時における資産グループの清算または売却から得られる残存価額の見積りを含めなければいけません。残存価額は、特に資産グループが事業を構成する場合に重要になる可能性があります。

.45 資産グループの帳簿価額総額が割引前キャッシュ・フローを上回る場合、企業は、減損が存在しているかどうかを決定し、減損損失を測定しなければなりません。割引前キャッシュ・フローが企業固有の仮定に基づいている回収可能性テスト(ステップ1)とは異なり、減損テスト(ステップ2)では、市場参加者の仮定に基づき資産グループの公正価値の算定が行われます。このように、減損テストのキャッシュ・フローは、回収可能性テストで使用されているものとは異なる可能性があります。減損損失は該当する資産グループ内の長期性資産についてのみ計上されます。

⁷ ASC 360-10-45-9

PwCの見解:

回収可能性テストを実施し、減損の兆候がない場合、企業は長期性資産の見積残存耐用年数を再評価し、必要であれば調整しなければなりません。

回収可能性テスト(ステップ1)における将来キャッシュ・フローの見積りでは、重要な判断が要求されます。将来キャッシュ・フローの見積りは、内部予算やインセンティブ報酬制度の未払金など、比較可能な期間にわたり企業が使用するその他の情報の生成に用いる仮定を考慮して評価しなければなりません。

より詳しい情報は以下を参照して下さい。

PwCの「[Global Guide to Accounting for Business Combinations and Noncontrolling Interests](#) (企業結合および非支配持分の会計処理に関するグローバル・ガイド)」(2012年版)の第10章

収益認識

.46 現在、基準設定主体は収益認識に関する新しい基準の最終化に取り組んでおり、現行の収益認識ガイダンスは引き続きホットピックです。最近注目されている領域としては、総額表示と純額表示および単体価値の検討があります。

総額表示と純額表示

.47 多くの企業が、取引において、収益を本人として「総額」ベースで表示するべきか、または代理人として「純額」ベースで表示するべきかという問題に取り組まなければなりません。取引における本人か代理人かの識別に関するガイダンス⁸は財の販売に照らして書かれており、インターネットブームにともない議論の中心となりました。その概念は幅広く、多くの産業に影響を与え、現在においても活発に議論されているトピックです。

.48 企業が取引において本人か代理人かを識別することは、企業のビジネス・モデルおよび関係するすべての当事者間の契約上の取決めを理解することから始まります。このガイダンスは、取引を総額で計上するか純額で計上するか決定にあたり企業が考慮すべき指標⁹を提供しています。すべての指標を評価することは重要ですが、SECスタッフは、取引において主要な債務者が誰であるのかの検討が、このアセスメントにおいて重要な考慮事項であると指摘しています。また重視すべきその他の指標としては、どの企業が一般的な在庫リスクを有しており、どの企業が価格設定に自由裁量を有しているかの検討事項が含まれます。企業が製品ではなくサービスを販売する場合、企業は、個々のサービス提供者によって履行された作業(顧客がその作業を受け入れるかどうかにかかわらず)について補償する義務があるかどうかを考慮しなければなりません。

PwCの見解:

企業のビジネス・モデルおよび市場参入戦略の変化にともない、しばしば関連する収益の取引も変化します。企業はこれまで総額表示か純額表示かを検討する必要がなかったかもしれませんが、ビジネス・モデルの変化にともない、この評価が非常に重要となる可能性があります。企業は、その他の収益認識の問題に加え、取引について総額表示か純額表示かを評価するプロセスおよび統制が整備されるようにしなければなりません。

⁸ ASC 605-45

⁹ ASC 605-45-45

単体価値

.49 収益認識に関連する単体価値の概念は新しいものではありませんが、過去2、3年の間により注目されるようになりました。複数要素契約に関する新しいガイダンス¹⁰の適用(大半の企業では2011年に発効)に先立ち複数要素契約における未引渡物の公正価値の売手固有の客観的証拠(VSOE)または検証可能な客観的証拠(VOE)を決定できない企業は、会計目的のために引渡物を分離することができませんでした。改訂されたガイダンスは公正価値の検討事項を修正し、VSOEまたはVOE(改訂版ガイダンスでは第三者による証拠(TPE)と呼称される)を入手できない場合、企業に販売価格の最善の見積価格(BESP)を使用することを要求しています。

.50 改訂版ガイダンスの下で、以下の要件がともに満たされた場合、引渡物は個別の会計単位となります。

- 引渡物が顧客にとって単体でも価値を有している。
- 取決めに引渡物に関する一般的な返品権が含まれる場合、未引渡物の引渡または履行は可能性が高いと考えられ、実質的に企業の支配下にあるとみなされる。

.51 改訂版ガイダンスでは、単体価値の要件は修正されませんでした。以前は未引渡物の公正価値について客観的かつ信頼できる証拠を確立することができなかったために、単体価値の要件はそれほど検討の焦点ではありませんでした。BESPの導入により、現在、多くの企業が単体価値の要件を検討しなければなりません。これは、重要な判断が要求される領域です。引渡物が単体価値を有しているかどうかの評価にあたり、企業は以下を考慮しなければなりません。

- 類似する引渡物が他の業者によって個別に販売されているか
- 顧客は引渡物を再販することができるか(たとえば、再販不可の法的制限を考慮する)
- 仮定の顧客は引渡物を意図した目的で、または別の生産目的のために使用するのか。

.52 単体価値の要件を評価する場合の主な検討事項は、顧客が合理的な対価で引渡物を再販できるか、または引渡物の権利をサブライセンスできるかどうかです。この検討においては、(顧客がただ残存価額またはスクラップ価額で引渡物を販売するのではなく)当初の購入価格の大部分を回収できるかどうかの評価を含めなければなりません。

.53 単体価値の要件を評価する際のもう1つの主な検討事項は、顧客が引渡物を販売することを禁じる法的制限があるかどうかです。法的制限は、医薬、バイオ技術、およびテクノロジー産業など独占所有権のある財を扱う多くの産業では一般的です。

PwCの見解:

最近、SECスタッフは医薬品業界の企業の単体価値の要件に注目しています。これは特に、販売業者の継続的な関与がなくても引渡物の価値を完全に利用し有効活用することができるかどうかに関連するものです。SECの見解は単体価値が一般にどのように解釈されるかに最終的に影響を与える可能性があるため、企業は、この領域の進展を注視していかなければなりません。

またSECスタッフは、1つまたは複数の会計単位があるかどうか、ならびに、企業がVSOE、TPEおよびBESPを用いてどのように販売価格を決定しているかに注目しています。企業は、これらの検討事項の十分な評価および文書化について統制およびプロセスを整備しなければなりません。

¹⁰ ASU2009-13「複数の引渡物がある収益契約」

偶発事象

.54 2012年7月、FASBは、偶発事象の開示の改善に関するプロジェクトをアジェンダから削除しました。理由としては、特にこの領域におけるSECスタッフの法執行活動の増加をあげています。PwCは、この領域に関するSECスタッフのコメントを多数確認しています。

.55 ASC 450は、偶発事象を、将来の1つ以上の不確実な事象が発生するか、または発生しないことにより最終的に決済される、企業に起こり得る利益または損失に関する不確実性を含む、既存の条件、状況、または一連の出来事と定義しています。

偶発損失

.56 ひとたび潜在的な債務を生じさせる事象が発生すると、損失の可能性が高く、その損失を合理的に見積ることができる場合には損失の計上が要求されます。また、損失の計上の有無についての開示も要求される場合があります。損失の発生の可能性が少なくとも合理的にありうる場合には、偶発事象についての開示が要求されます。偶発損失が開示対象とされるための要件を満たす場合、要求される開示項目には、偶発事象の性質および可能性のある損失または損失額の範囲の見積り、あるいは、そのような見積りを行うことができない旨などが含まれます。さらにSECスタッフは、補償および損失分担の取決め、ならびに首尾一貫して適用しなければならない、訴訟費用についての会計方針を開示するよう企業に要求しています。

.57 SECスタッフは、この領域においては主に、偶発損失をどのように決済できるか、また、可能性のある損失額の範囲に関する予兆的な開示 (foreshadowing disclosure) を要請するコメントに重点をおいています。企業が潜在的な損失に関してより多くの情報を獲得すればそれに応じた開示を行わなければなりません。実際、SECスタッフは、もしSEC登録企業が、偶発事象の解決が近付いても損失を見積ることができなかったと主張する場合には、その主張に対して疑念を抱くことになるだろう、と述べています。

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

- [In brief 2012-23](#) 「FASB votes to discontinue loss contingencies project」
- [Dateline 2011-37](#) 「Highlights of the 2011 AICPA Conference on Current SEC and PCAOB Developments (SECおよびPCAOBの最近の動向に関する2011年AICPA全国会議のハイライト)」

偶発利益

.58 偶発利益に関して、利益を計上すべき状況がいくつかありますが、問題はそのような利益の計上のタイミングです。このガイダンス¹¹は、偶発利益はその実現前に計上することはできないとしています。

.59 この文脈における「実現 (realization)」が、「実現された (realized)」を意味すると解釈されるのか、「実現可能である (realizable)」を意味すると解釈されるのかしばしば問題となります。実現された利益とは、現金(または現金の請求権などのその他の資産)が、返済または返金の予定なしにすでに受領されているものです。一方、利益は受領もしくは保有する関連する資産が既知の現金または現金に対する請求権の金額に容易に転換可能な場合に実現可能となります。

¹¹ ASC 450-30-25-1

.60 PwCは、利益の認識は、利益が「実現可能である」または「実現された」場合のいずれか早い方で行うのが適切だと考えます。まだ実現されていない利益が実現可能であるかどうかの検討には重要な判断が要求されます。

.61 一部のケースでは、現金の受領前に金額を認識できる場合があります。たとえば、保険契約における損失の保険金支払い請求は、通常、(1)損失事象が発生している(ここでは、「損失」に「逸失利益」は含まない)場合で、かつ(2)回収可能性が高いとみなされる場合、損失の範囲内で認識することができます。この請求が紛争または訴訟の対象になった場合、当該請求の回収可能性が高くないという反証可能な推定が存在します。計上済みの損失を上回る請求は偶発利益とみなされ、計上前に請求の解決が必要です。訴訟の和解のような結果的に利益となる可能性のある回収の例は他にもあります。

PwCの見解:

上述の偶発損失と偶発利益の間の認識要件における全般的な差異に加え、年度末以前に存在していた偶発事象の事後的な事象の会計処理においても不整合が生じている可能性があります。偶発利益のガイダンスは、後発事象について、企業は貸借対照表の日付以後に発生した事象を会計処理してはならないと具体的に規定しています(すなわち、利益の「戻し入れ」認識)。しかし一方で損失を抱える当事者は、しばしば後発事象に基づき貸借対照表日現在で損失を引当計上することが要求されます。

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

Dataline 2012-17 「Accounting and disclosure implications of Hurricane Sandy(ハリケーン・サンディが会計および開示に与える影響)」

キャッシュ・フロー・ヘッジ

.62 キャッシュ・フロー・ヘッジは、予想将来キャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーのヘッジです。当該エクスポージャーは、認識済の既存資産またはもしくは既存負債(変動金利負債の将来の金利支払など)または予定取引(商品の予定購入もしくは売却または負債の予定発行)に関連しています。2012年にはキャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理に関する新しいガイダンスは公表されませんが、特にこのような問題に頻繁に直面する可能性のある非金融サービス企業にとっては、その会計処理は複雑かつ困難を伴う可能性があります。

.63 文書化、ヘッジの有効性の評価およびヘッジの非有効部分の測定、予定取引グループのヘッジ、ヘッジ関係の開始時に公正価値を有している金融商品によるヘッジ、ならびに、その他の包括利益(OCI)に計上された利得および損失を純損益に戻し入れるタイミングについては、しばしば疑問が生じています。これらの問題について以下で詳しく検討します。

文書化

.64 ヘッジ関係の開始時に十分な文書化を行わなければなりません。十分な文書化を行わなければ、ヘッジ会計は適切になりません¹²。このような文書化では、以下の要素を明確に記載しなければなりません。

- ヘッジ関係

¹² ASC815-20-25-3は、その中で、「ヘッジの指定および文書化を同時に行うことが非常に重要である。これが行われなければ、企業は自身が望む会計結果を達成するために、ヘッジ対象、ヘッジされた取引、または有効性の測定方法を適時的に識別することが可能となる。」と記載している。

- ヘッジを行う企業のリスクマネジメントの目的および戦略
- ヘッジ手段
- ヘッジ対象または取引
- ヘッジされているリスクの性質
- ヘッジ手段の有効性について遡及的および将来に向かって評価するために用いられる手法
- 非効率部分を測定するために使用される手法

.65 予定取引が具体的に識別され発生可能性が高かった(すなわち、これは、発生するかもしれない、または発生しないかもしれないという潜在的な可能性による将来の購入または債券発行ではなかった)ことを示すための、予定取引のヘッジにかかる追加的な文書化要求があります。

ヘッジの有効性

.66 ヘッジに関するガイダンスは、キャッシュ・フローのヘッジの有効性評価に関して具体的な手法を指定していません。しかしながら、当ガイダンスは合理的であり、かつ同種のヘッジには首尾一貫して適用されなければなりません。最も一般的な手法は、主要条件同一法(critical terms match methods)や仮定デリバティブ法(hypothetical derivative methods)です。さらに、計算がより複雑になる可能性があるにもかかわらず、多くの企業が回帰分析を用いています。

.67 継続的な有効性テストは各モデルにより異なるため、企業は、それらの継続的な要求事項を満たすプロセスを整備する必要があります。整備されない場合には、ヘッジ会計が適用できなくなることになります。

.68 さらに、企業は既知のすべての非有効部分のソースを考慮する必要があります。たとえば、企業がデリバティブの取引日以後にそのデリバティブをヘッジに指定する場合、そのデリバティブはゼロ以外の公正価値を有することになります。これは、ヘッジ会計を妨げるものではありませんが、明らかに、ヘッジの開始時およびヘッジ関係の存続期間の全体にわたってヘッジの有効性分析において考慮しなければならない非有効部分のソースです。しかし、デリバティブ商品がゼロ以外の公正価値を有するという事実は、ヘッジの有効性テストにおいて、ヘッジの有効性をテストするよりも簡便な手法(ショートカット法や定性的ロング・ホール法など)の使用を妨げるものではありません。定量的ロング・ホール法においては、デリバティブの当初価値の影響により計算はさらに複雑になります。

.69 一部の企業は、ヘッジの有効性に関する要件を満たすため、ショートカット法¹³等よりも簡便なアプローチに依存しています。ショートカット法は、一部の限定されたヘッジ関係について、(1)詳細な有効性評価を実施することなく(本来であればヘッジ会計の適用を要求される)、非有効部分が存在しないと仮定すること、および(2)ヘッジ関係に関する非有効部分の計上を行わないことを企業に容認しています。

.70 しかしながら、特定のヘッジについてショートカット法の使用(および、その結果として非有効部分を定期的に測定することなく非有効部分はゼロであると仮定すること)は適切ではありません。たとえば、変動金利負債の金利支払の変動性のヘッジにショートカット法を適用することは、当該負債が期限前返済可能である場合には(これはよくあることですが)容認されません。変動キャッシュ・フロー変動法(change-in-variable-cash-flows method)¹⁴および仮定デリバティブ法¹⁵は、特定の状況において使用が容認される代替的な手法です。これらの定性的アプローチの条件が満たされる場合には、企業は、当該ヘッジは非有効部分を生じさせないという定性的評価を下すことができます。

¹³ ASC 815-20-25-104 および 25-106

¹⁴ ASC 815-30-35-16 から 35-24

¹⁵ ASC 815-30-35-25 から 35-30

PwCの見解:

たとえ非有効部分がゼロだという結果が同じであっても、定性的アプローチとショートカット法は、定性的アプローチの下では企業が定期的(すなわち、公開企業および非公開企業の両方について、3カ月ごと)に有効性の評価を実施しなければならないという点で異なります。換言すれば、企業は、(1)デリバティブおよびヘッジ対象の主要な条件がレビュー期間中に変更されたかどうか、(2)取引相手の債務不履行のリスクに関して状況の悪化があったかどうかを監視しなければなりません。

予定取引グループのヘッジ

.71 予定取引グループをヘッジ会計処理するために、企業は、ヘッジ対象がヘッジに指定されている同じリスク・エクスポージャーを共有するのに十分に類似していることを定量的に立証できなければなりません。たとえば、予定購入および予定売却は、リスク・エクスポージャーが異なるため同じグループにすることはできません。さらに、予定取引の価格設定によっては、測定および監視が必要となる非有効部分が発生することがあります。

OCIにおける利益および損失の純損益への振替え

.72 キャッシュ・フロー・ヘッジは、予定取引が純損益に影響するまで、有効なヘッジ手段の利益または損失をOCIに計上することを企業に認めています。OCIから取り崩すべきかどうかに関する決定は、ヘッジ対象がヘッジの文書化の中でどのように識別されるか、およびヘッジ対象の一部または全部が発生しない蓋然性が高くなるかどうかに依存します。過年度に繰り延べた利得または損失は、以下に該当する場合、純損益に即時に認識しなければなりません。

1. ヘッジされた予定取引が文書化されたとおりに発生しない、または
2. ヘッジされた予定取引が当初指定日までに、またはその後2カ月以内に発生しない可能性が高くなる

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

PwCの「Guide to Accounting for Derivatives and Hedging Activities (デリバティブおよびヘッジ活動の会計処理ガイド) (2012年版)の9.1.2章には、発生した取引が文書化されているヘッジ対象の取引と異なっていたため、OCIに計上されている金額の全部または一部を振替えなければならない場合の予定取引の設例を示した表が記載されています。

.73 OCIからの振替は、ヘッジ手段またはヘッジの有効性ではなく、ヘッジ対象の変更によって引き起こされます。さらに、純損益に認識される金額には、過年度に累積OCIに繰延べられていた金額のみが含まれていなければなりません。

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

PwCの「Guide to Accounting for Derivatives and Hedging Activities (デリバティブおよびヘッジ活動の会計処理ガイド) (2012年版)の第6章および第8章。

変動持分事業体 (VIE)

背景

.74 報告企業は、支配財務持分を有する事業体をすべて連結する必要があります。連結が必要かどうかを評価する際の第1ステップは、事業体が議決権持分事業体モデルと変動持分事業体モデルのどちらに該当するかを決定することです。

.75 議決権持分事業体モデルの下では、議決権支配（通常は事業体の議決権持分の50パーセント超）を有する投資者が事業体を連結します。

.76 変動事業体 (VIE) モデルの下では、事業体の最も重要な経済活動を指図するパワーおよび事業体の経済的側面に関与する能力を有する当事者が事業体を連結します。この当事者は、株式投資家、その他の資本提供者、または契約上の取決めを有する当事者である可能性があります。

.77 事業体が以下のいずれかの特徴を有する場合、当該事業体はVIEです。

1. 当該事業体は過小資本である。
2. 残りの株主が当該事業体を支配しない。
- 3&4. 株主は、経済的損失から保護される、または当該事業体の残りの経済的側面に全面的に関与しない。
5. 当該事業体は実質のない議決権持分により設立された。

PwCの見解:

ある事業体がVIEであるか否かの決定には重要な判断が必要であり、すべての特徴が検討されなければなりません。たとえば、事業体が事業会社であるという理由でVIEでないと結論づけるのは十分ではありません。

.78 ある事業体がVIEであると決定されると、次のステップは誰が「第一受益者」であるか(すなわち、どの当事者が当該VIEを連結するか)の判定です。第一受益者は(1)VIEの経済的成果に最も重要な影響を与えるVIEの活動を指図するパワー、および(2)VIEにとって潜在的に重要になり得る、VIEから損失を吸収する義務または便益を受け取る権利の両方を有しています。パワーおよび経済的側面という第一受益者を決定づける2つの要因の評価は、困難を伴う可能性のある定性的な評価であり、継続的に再評価しなければなりません。

.79 どの事業体がVIEの活動を指図するパワーを有するかの評価は、(1)2つ以上の重要な活動について異なる当事者がそれぞれを支配する場合、および(2)事業体に進行中の活動がほとんどまたはまったくない場合に特に困難を伴う可能性があります。しかし、あらゆる状況において、VIEの設計に関するすべての側面を理解することが重要です。なぜならその理解が定性的評価に影響を与える可能性があるためです。

PwCの見解:

パワーを使用しない事業体は、パワーを保有しない事業体とは異なります。VIEの経済的成果に最も重要な影響を与える活動に対してパワーを行使する能力は、報告企業がそのパワーを行使しない、または行使を意図しない場合でも考慮しなければなりません。

複数の当事者およびパワーの共有

.80 事業体の経済的成果に影響を与える活動が複数の関連のない当事者により指図される場合、および各当事者が指図している各活動の性質が異なる場合(たとえば、金融機関における投資および引受)、事業体は当該活動のうち最も重要な活動を特定する必要があります。この決定により、事業体の経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指図するパワーを有する当事者が特定され、パワー要件が満たされることとなります。

PwCの見解:

この結論は時間と共に変化する可能性があり(契約期間、時間の経過、または特定の事象の発生いづれかにより)、その場合、第一受益者も変更される可能性があります。

また、契約上定められたパワーが、経済的側面のレベルと不釣り合いな場合もあります。取引の経済的側面は必ずしも第一受益者の識別における決定要因にならないかもしれませんが、実際のパワーに関するより適切な指標にはなり得ます。

.81 上記のような状況は「パワーの共有 (shared power)」とは異なります。複数の関連のない当事者が共同で、VIEの経済的成果に最も重要な影響を与えるVIEの同じ活動を指図するパワーを有している場合、パワーは共有されているとみなされます。また各当事者は、これらの活動に関連する決定に同意する実質的な要件を負っています。このような状況下では、どの当事者もパワー要件を満たさない可能性があり、したがって第一受益者が存在しないという場合があります。

PwCの見解:

パワーの共有が存在するか否かの決定は必ずしも容易ではありません。たとえば、共同支配企業を運営することで、表面上パワーの共有が存在するように見える場合があります。しかし多くの場合、最も重要な活動に関する決定は複数の当事者による支配を受けていないか、あるいは、業務上もしくは契約上の取決めの中に、当事者の一方に最終的に重要な決定を下す権限を与える紛争解決条項が含まれています。

進行中の活動がほとんどない事業体

.82 VIEの経済的成果に重要な影響を与える進行中の活動がないVIEにおいて、事業体の設立に関与した活動(たとえば、事業体の購入する資産の選択、事業体の解散時に何が生じるか、さまざまな当事者の権利など)は、どの当事者がパワーを有するかの判断において、より重要となる可能性が高いです。事業体の設計に関与することで、必ずしも報告企業が第一受益者となるわけではありません。しかし、最初の設立が事業体の経済的成果に最も重要な影響を与える活動であると判断され、報告企業がその活動に対するパワーを有する場合、当該報告企業はパワー要件を満たすとみなされる可能性が高いでしょう。

PwCの見解:

2011年11月、FASBは、VIEおよびVIEではないパートナーシップにかかる連結指針ガイダンスの変更を提案する公開草案¹⁶を公表しました。この提案は現在再審議中で、最終基準は2013年上半期に公表される予定です。報告企業は、当該プロジェクトの動向に関する情報を常に把握しておく必要があります。

¹⁶ 連結 (Topic 810)「本人か代理人かの分析」

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

PwCの「Guide to Accounting for Variable Interest Entities (変動持分事業体の会計処理ガイド)」(2012年版)

転換型優先株式

.83 優先株式は普通株式よりも優先順位は高いが、債務よりも優先順位の低い所有権として区分されます。企業は、投資家の優先株式購入を勧誘するため、しばしば優先株式に転換条項を付与します。株式保有者が優先株式を普通株式に転換することを可能にする転換条項は、優先株主に対して普通株式の価値変動による潜在的利益を提供するための方法であり、通常、優先株式の配当金を減額するものです。

.84 発行体が転換型優先株式の会計処理を決定するためのステップは、以下のとおりです。

1. 当該優先株式をASC480に基づいて負債として会計処理する必要があるか否かを決定する。
2. 転換オプションがASC815に基づいて主契約からの分離が必要となる組込デリバティブであるか否かを決定する。
3. (転換オプションが分離されない場合) 当該優先株式に有利転換条項(BCF)が含まれるか否かを決定する。

転換型優先株式の分類—負債か資本か

.85 ASC480は、特定の独立したエクイティ・リンク型の金融商品を負債として分類することを要求しています。優先株式が資産の譲渡により発行体の株式の買戻しを要求する場合、この優先株式は負債となります。契約条件により資産の譲渡が要求されない場合には、この優先株式は永久資本または中間的資本のいずれかとして、資本に分類されます。投資家の任意により償還日前に発行体の普通株式に転換可能な強制償還権付転換型優先株式は、通常はASC480の適用範囲外であり、中間的資本として分類されるべきです。

転換オプションは組込デリバティブか？

.86 金融商品の分類の評価後、発行体は、転換オプションは主契約の商品から分離し公正価値で会計処理すべきか否かを決定する必要があります。最初に、発行体は、主契約が負債か資本のどちらに近いかを判断する必要があります。この判断は、優先株式が実際には会計目的上何に分類されたかにかかわらず要求されます。

.87 主契約の性質を決定するために企業が分析すべき属性¹⁷には以下が含まれます(ただしこれらに限定されません)。

- 金融商品の償還条項
- 収益の性質(額面利率型か利益配当型か)
- 収益分配は強制的か自由裁量か
- 議決権
- 担保の要求

¹⁷ SECおよびPCAOBの動向に関する2006年AICPA全国会議におけるStephanie Hunsaker氏の発言より。

- 優先株主が清算時に事業体の残余財産分配に関与するか否か
- 優先株主が清算時に優先権を有するか否か
- 優先株主が債権者の権利(すなわち、破産強制権)を有するか否か

これらの要因は単独で主契約の性質を決定するようなものではないため、判断が必要となります。

.88 資本性金融商品である主契約に含まれる組込転換オプションは分離する必要はありません。なぜなら、ガイダンス¹⁸における分類の3要件の1つは、組込条項が主契約に「明確かつ密接に関連して」いないことであるからです。株式転換オプションと資本性金融商品である主契約は明確かつ密接に関連しているとみなされ、分離分析はそこで終了します。別の言い方をすると、企業が転換型優先株式である主契約は資本に類似していると決定すれば、それ以上分析を進める必要はないということです。組込転換条項が分離されないとすれば、次のステップはBCFに関する評価になります。

.89 しかし、転換型優先株式である主契約がより負債に類似している場合には、株式転換オプションは負債に類似した主契約に明確かつ密接に関連していないため、発行体は3要件のうちの残りの2要件について評価を行う必要があります。それらの要件とは、(1)混合金融商品は公正価値で測定されず、公正価値の変動は損益計算書に計上される。(2)組込デリバティブと同一条件の独立した金融商品ならばASC815におけるデリバティブに該当する。これらの他の2要件が満たされる場合(すなわち、混合商品が公正価値で評価される区分に分類されず、転換オプションが独立のデリバティブ商品である場合)、組込転換オプションは分離され、BCFに関する評価を行う必要はありません。3要件のうちのどれも満たさない場合、組込転換オプションは分離する必要はなく、次のステップはBCFに関する評価になります。

BCFに関する評価

.90 このステップは転換オプションがデリバティブとして区分して会計処理されない場合のみ実施されます。

.91 転換可能金融商品は、その有効な転換価格が約定日における発行体の株価よりも低い(すなわち、イン・ザ・マネーとなる)場合には、BCFが含まれます。同様に、将来の一定の日に転換価格を約定日における発行体の株価よりも低い価格に調整できる場合には、偶発的BCFが生じます。

.92 BCFがある場合、優先株主に対する配当金と同様に、1株当たり利益(普通株主に対する利益)に対する費用として計上されます。

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

PwCの「[Guide to Accounting for Financing Transactions: What You Need to Know about Debt, Equity and the Instruments in Between](#) (金融取引の会計処理ガイド: 負債、資本およびその中間の金融商品について知っておくべきこと)」(2012年版)の第3章および第8章

¹⁸ ASC 815-15-25-1

取得

.93 取得の完了時には、企業が検討すべき会計および財務報告上の困難な問題が数多く存在します。疑問の生じやすい2つの領域として、事業と資産グループのどちらが取得されたかの評価、および購入対価と報酬費用の区別があります。

事業か資産グループか

.94 多くの場合、事業と資産グループのどちらが取得されたかの決定は単純です。しかし、一部の業種において、または特定の資産のみが取得される場合においては、その決定はより困難となる場合があります。ASC805-10は、事業とは、投資家や他の所有者、メンバーまたは参加者に対して、配当金、コストの低減またはその他の経済的便益の形で直接的にリターンを提供することを目的として、運用および管理が可能な統合された一連の活動および資産と定義されています。したがって事業は、インプット、およびアウトプットを生み出す能力を有するそれらのインプットに適用されるプロセスで構成されます。

.95 企業結合の会計処理と資産取得の会計処理とは異なるため、事業と資産のどちらが取得されたかの決定は重要です。会計上の主要な差異の1つは、企業結合における取得資産および引受負債は公正価値で計上され、購入対価と純資産額との差額がのれんとして計上されることです。資産取得の場合、購入対価は相対的な公正価格に基づいて取得資産および引受負債に配分され、のれんは認識できません。

.96 公開企業に関しては、取得の重要性によってはSECへのファイリングが必要となる可能性があります。具体的には、規則では、最長3年分の監査済財務諸表に加え、取得事業の未監査の期中財務諸表および取得を反映した未監査のプロフォーマ財務情報が要求される可能性があります。

PwCの見解:

事業の構成要素の評価は、Regulation S-XのRule 11-01(d)のガイダンスに基づく場合とASC805-10のガイダンスに基づく場合とで比較すると異なります。SEC規則に基づいて取得した事業の重要性の決定にかかる追加的ガイダンスについては、SEC Regulation S-XのRule 3-05およびSECの財務報告マニュアルを参照して下さい。

企業が事業の取得を検討する際には、取得の直後および将来のSEC報告要求を考慮する必要があります。特に、取得対象の事業がSECに登録された公開企業ではなく、これまでに監査を受けた経験がない場合には、監査済財務諸表および未監査財務諸表(注記を含む)の作成に多くの時間を要する可能性があります。

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

- PwCのM&Aに関するスナップショット「[Did I buy a group of assets or a business? Why should I care?](#)」
- PwCの「[Global Guide to Accounting for Business Combinations and Noncontrolling Interests](#) (企業結合および非支配持分の会計処理に関するグローバル・ガイド)」(2012年版)

購入価格か報酬か

.97 取得において、購入対価として会計処理すべき取引と企業結合後の報酬費用として会計処理すべき取引の識別は困難となる可能性があります。取得企業は取得において報酬費用を計上する必要があることに驚くかもしれません。判断が必要となる可能性のある取引としては、従業員に対する支払があり、これには二重の誘因に基づく支払などが含まれます(たとえば、取得日後に支配の変更および特定期間内における解雇が発生した場合に、被取得企業の従業員が現金による支払を受け取る雇用契約などが含まれます)。

.98 取得企業は売却側である被取得企業の株主と条件付対価契約を締結する場合、あるいは、被取得企業が取得企業または結合企業のために取引を締結する場合があります。これらの契約は、被結合企業のために引き渡した対価に含めるべきか、企業結合とは別の独立した取引として会計処理すべきか、またはその両方の組み合わせであるべきかを決定するために分析が必要です。雇用契約が終了する場合に自動的に喪失する従業員に対する変動支払で、雇用が終了すると自動的に失われるものは、報酬費用として計上される必要があります。継続雇用が要求されていない場合、取得企業は、当該支払が被取得企業に関して引き渡した対価の一部に相当するのか、あるいは従業員に報酬を支払うための別個の取引であるかを決定するために、さまざまな指標を考慮しなければなりません。

.99 被取得企業は、企業結合の交渉中に、従業員関連の取引を締結する場合があります。当該取引には、従業員に対する株式に基づく報酬の権利確定または賞与支払の決済または前倒しが含まれる場合があります。取得企業はこれらの取引を評価し、報酬費用として会計処理すべきか、または非取得企業に関して引き渡した対価の一部として含めるべきかを決定する必要があります。

.100 被取得企業に対してのみ便益を与える取引は、引き渡した対価の一部に含まれます。しかし、取引が主に取得企業(または被結合企業)の経済的便益のために合意されたものであると判断された場合、取引は被取得企業に関して引き渡した対価の一部とみなされず、企業結合とは区分して会計処理される必要があります。考慮すべき主な要因は、取引の理由、取引の開始者および時期です。企業結合の交渉の間に合意される(交渉開始前には契約で要求されない)契約は、通常、取得企業または被結合企業の便益のためのものであると推定され、報酬費用とみなされます。

より詳しい情報は以下を参照して下さい。

PwCの「Global Guide to Accounting for Business Combinations and Noncontrolling Interests (企業結合および非支配持分の会計処理に関するグローバル・ガイド)」(2012年版)の第2章および第3章には、取得と同時に締結した取引が購入対価か報酬かの評価にあたって考慮すべき詳細な検討および事例が記載されています。

ビルト・トゥ・スーツ・リース

.101 経済は回復基調にある一方で不動産価格は多くの市場において下落したままであるため、貸手がリース用のスペースのカスタマイズまたは改修のために、借手に積立金を提供する場合があります。通常、改修費用のための積立金には制限が設けられており、少なくともこの資金の一部については家主がその用途を決定します。またリース契約で、計画したテナント改修の一部またはすべての完了を前提としたリース料の支払免除や支払猶予が認められていることもよくあります。このような場合、計画的な改修工事は貸手あるいは借手のどちらの資産に該当するのか、そして、会計上はリースがいつ開始されるかに関する疑問が生じます。

.102 テナントが大幅な改修またはその他の工事のスペースをリースする場合、借手はまず契約がビルト・トゥ・スーツ・リースのガイダンス¹⁹の適用対象か否かを検討する必要があります。このガイダンスは、工事期間中に借手が負担するリスクにより、結果として借手が会計上の所有者とみなされることになるかどうかを決定するためのガイダンスです。このガイダンスは「ビルト・トゥ・スーツ」の工事プロジェクトだけでなく、建設または再建が完了した場合にリースが予定される資産の工事への借手の関与を含む契約にも適用されます(例:災害時の既存のリース資産の修復)。ビルト・トゥ・スーツ・リースに関するガイダンスは「工事プロジェクト」について定義しておらず、契約がその適用対象となるかどうかの決定には判断が要求されます。このガイダンスが既存の不動産の改修もしくは点検、あるいは修復に適用される可能性があることを知れば、多くの借手は驚くでしょう。

¹⁹ ASC 840-40-55

PwCの見解:

その存在により、通常は工事プロジェクトがガイダンスの適用範囲に含まれることになる特定の指標があります。たとえば、建物の設置面積の変更を伴う作業は、たとえそれが僅少である場合でも、通常はプロジェクトが適用範囲に含まれることを示唆します。現在は賃借人の使用目的に適合していない建物の建設工事は、その理由が建物に必要なシステムの欠如または関連する法令遵守の欠如のいずれの場合であっても、リース物件がガイダンスの適用範囲に含まれる可能性が高いことを示唆する指標となります。

企業は同時に、ビルト・トゥ・スーツ・リース・ガイダンスにかかる評価を文書化する必要があります。

.103 契約がビルト・トゥ・スーツ・リース・ガイダンスの適用範囲内であると決定されると、次のステップは借手が建物の「会計上の所有者」とみなされるかどうかの評価です。

.104 借手が建物の会計上の所有者とみなされるためには、工事へのある程度の「関与」が必要とされます。工事への関与は、定量的指標および定性的指標の両方（これらは工事期間中にそのような事象が発生する可能性に関わらず適用される）を用いて評価されます。多くの借手は、工事完了前に稼働可能となるようなリース契約の契約条項（例：借手が特定の改修工事を行うためのテナント物件の早期利用開始、工事期間内にあたる可能性のあるリース開始日）により、所有者であるとみなされます。すべてを網羅したものではありませんが、以下では、ビルト・トゥ・スーツ・リース・ガイダンスに基づいて借手が会計上の所有者とみなされる、より一般的なリース契約の条項について議論します。

借手の義務

.105 借手に工事完了前に要求される可能性がある支払は、条件の有無にかかわらず、定量的制限（「最大保証額 (maximum guarantee)」テスト）の対象となります。工事期間のいずれの時点においてもこれらの定量的制限に適合しない場合、借手は会計上の所有者とみなされることになります。

禁止される支払

.106 借手は、「非正規の」テナント改修費用を直接支払うことは禁じられています。非正規の改修費用には、ビルの設備およびシステムに関する直接支払（借手の物件使用目的に固有のものを含む）があります。貸手は、改修費用の一部をリース・インセンティブを通じて拠出することがよくありますが、通常はこのような拠出には上限が課されます。非正規の改修費用に対する固定額の積立金は、たとえわずかであっても、借手が超過金額を負担するリスクにさらすため、借手は会計上の所有者とみなされます。また、工事期間中に税金、保険、および類似するその他の費用をサプライヤーまたは管轄区域に対して直接支払う責任が借手にある場合にも、借手は会計上の所有者とみなされる可能性があります。

補償

.107 借手は、工事中、不動産の法的所有者以外の第三者に対する補償を禁じられています。また借手は、不動産所有者に対して自身の作為または不作為について補償することのみ許容されており、補償額には上限が課されています。さらに借手は、通常、第三者の作為の結果生じる損失の責任を取ることも禁じられています。補償条項は、リース契約においては一般的であり、他の契約条件と共に評価されます。ビルト・トゥ・スーツ・リースに関するガイダンスは、資産がリースに提供される準備が整う前の期間について規定しており、このため、借手が会計上の所有者とみなされずに負担できるリスクはより限定されます。

不可抗力

.108 工事期間中、借手は自身の作為または不作為に関連のない費用を負担することを禁じられています。これには、災害、収用宣告、および法的要求事項の変更が含まれます。借手にこのような費用を負担することを要求するメカニズムが存在する場合には、通常、借手は会計上の所有者とみなされることになります。

年金

会計方針の変更

.109 年金制度資産における投資損失と歴史的低水準の金利が重なり、多くの企業の年金制度債務および数理計算上の損失は著しく増加しました。これらの企業の一部は、損益を認識する会計方法の変更を検討しました。たとえば一部の企業は、損益を累積その他の包括利益で繰り延べる処理から、損益計算書上で即時認識する処理へと会計処理を変更しました。

.110 事業主による年金およびその他の退職後給付(OPEB)に関する会計処理のガイダンスでは、多数の会計処理方法が認められています。特定の会計方法の適用が要求される一方で、代替的な会計処理の適用が容認されている領域もあります。最も注目すべき点は、制度資産の「市場関連価値」の決定と損益の会計処理について異なる方法が容認されていることです。特定の会計処理方法の選択は、事業主による会計方針の選択を意味します。

.111 企業による、損益認識または制度資産の市場関連価値の決定のための方法の変更は、会計原則の変更とみなされます。このため、新しい会計方針の方が現行の会計方針よりも望ましいことの妥当性を示す必要があり、企業がSEC登録企業である場合にはプリファラビリティ・レター(preferability letter)が要求されます。新しい会計処理方法は、表示される過去のすべての期間に遡及適用されます。この適用は困難であることが多く、財務諸表の他の領域にも影響を与えます。

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

Dataline 2011-03 「Pension and OPEB accounting – Exploring changes in accounting policies (年金およびOPEB会計—会計方針の変更についての考察)」

決済の会計処理

.112 企業は、決済を含め、給付債務を低減させる方法を模索し続けています。年金の決済は、年金債務の一部または全部の決済で、企業および年金制度における追加の給付支払いの負担を軽減するものであり、また取消不能で、制度債務および資産に関連する重要なリスクを取り除きます。

.113 決済は、従業員に対する一時金の支払い、または年金保険の購入など、さまざまな方法で行われます。企業の数理計算上のリスクまたは投資リスクを軽減するすべての行為が決済に該当するわけではありません。たとえば、給付支払額の反映を意図して制度加入者のために保険会社から投資を購入することで、企業および年金制度の制度加入者に対する債務が取り除かれることはありません。企業は決済が生じたか否かを決定するために、取引の法的形式と実質の両方を慎重に評価する必要があります。

.114 決済を会計処理する前に、年金債務を現在の割引率で再測定し、制度資産を決済日の公正価格で再測定する必要があります。これによって生じた制度資産および制度債務の増減は数理計算上の損益とみなされます。累積損益の比例部分は、決済される制度債務全体に占める割合に基づいて認識されます。

数理計算上の仮定

.115 企業は年金債務の計算にあたり、数理計算上の仮定の決定について第三者の支援を要請することができます。しかしながら、企業はそれらの仮定に責任を持ち、十分に理解し、それらの仮定を裏づけるための文書化を行わなければなりません。

株式に基づく報酬

.116 株式に基づく報酬に関する改訂版ガイダンス²⁰は2006年に公表されましたが、一部の領域、特に付与日の決定、買戻権の評価、自己株式の買戻しおよび持分再編による条件変更に関連する領域は引き続き難しい論点となっています。

付与日

.117 従業員に対する株式に基づく報酬で資本に分類されるものの公正価値は、付与日に測定されます。付与日確定のための要件の1つは、雇用者および従業員が株式に基づく報酬に関する主要な契約条件について相互理解を有していることです。株式に基づく報酬に業績条件が含まれる場合、業績条件が定義づけられ、業績測定基準が明確かつ客観的に決定可能となるまで付与日は確定しません。たとえば、当年度(または将来年度)の収益の実績額が予算額を超過すると従業員のストック・オプションに対する権利が確定する場合、付与日は収益の予算額が分かるまで確定しません。さらに、年度予算について取締役会の承認が必要な場合には、通常、予算が承認されるまで付与日が確定しないこととなります。

.118 業績測定基準がどの程度まで客観的に決定可能である必要があるかについて疑問が生じることがよくあります。これは事実と状況に依存しますが、従業員は自身の業務目標、およびそれがどのように評価されるかを理解する必要があります。たとえば、会計年度の収益の実績額が1百万米ドル(予算における収益)を超過した場合に、取締役会で承認されたストック・オプションに対する従業員の権利が確定するとします。この場合、条件は明確に定義され、従業員は自身の業務目標を理解しているため、付与日は確定していることとなります。

.119 業績測定基準が、定義され明確に決定可能な計算式に基づいている場合にも、付与日が確定する可能性があります。たとえば、3年目の収益の実績額が2年目の収益の実績額の1.5倍を超過した場合に、取締役会で承認されたストック・オプションに対する従業員の権利が確定する可能性があります。この状況においては、条件は明確に定義され、前年度の収益の1.5倍は客観的に決定可能であるため、契約条件について相互理解が存在しています。

PwCの見解:

付与日が発生したかどうかの評価には、多くの場合、判断が必要となります。経営者または報酬委員会が「異常な」項目について目標値または実績値を修正する裁量を有する場合、報酬に対する権利を確定させる条件について従業員が本当に理解しているかどうか問題となる可能性があります。企業は、付与日が確定したかどうかについての評価および結論を同時に文書化しておく必要があります。

²⁰ ASC718

買戻権

.120 買戻権とは、従業員に対してストック・オプションまたは原株を現金で企業に売り戻す能力を与える、あるいは企業に対してストック・オプションまたは原株を現金で買い付ける能力を与えるものです。6か月以上保有された権利確定した株式(mature shares)に対して公正価値で提示されるプット条項またはコール条項は、負債としての会計処理または時価評価を要求されません。

.121 プットおよびコールの買戻権の評価においては、従業員が、株式発行後の合理的な期間(6か月と定義されている)に、通常、持分の所有に係るリスクと経済価値を負うことを回避できるか、または妨げられているかどうか为主要な検討事項となります。もし従業員が他の株主と同じリスクと経済価値を負わない場合、通常、報酬は負債として会計処理されます。たとえば、公正価値以外の価格による買戻権は、従業員が他の株主と同じリスクと経済価値を負わないため、負債として会計処理されることとなります。

.122 株式に基づく報酬制度に買戻権が含まれている場合、企業はその報酬が負債と資本のどちらに分類されるべきかを慎重に検討する必要があります。株式に基づく報酬制度に買戻権が含まれていないが、企業がその後株式を買戻す場合は、さらに複雑な論点となります。

.123 企業が株式に基づく報酬制度の条項外で株式を買戻すことは稀ではありません。ここでは6か月以上保有された権利確定した株式(mature shares)の公正価値による買戻しはあまり問題になりません。しかし、企業が、株式に基づく報酬制度には実質的な買戻権が含まれており、当該制度全体の負債分類が必要であると結論づける前に、保有期間が6か月未満で権利が未確定の株式(imature shares)の買戻しまたは公正価値以外の価格での買戻しがどれだけ行なわれているかがしばしば問題となります。これについての明確な判定基準はありませんが、一回限りの買戻しが制度全体の分類に影響することはないでしょう。しかしながら、買戻しの回数に関わらず、企業が従業員の側に、将来の株価をベースに株式と引き換えで現金を受領できるという期待を創出させたか、あるいは株式はおそらく公正価値ではない価格で買戻されるだろうという期待を創出させたかが主要な検討事項となります。

.124 この検討には重要な判断が要求されます。企業は、株式に基づく報酬の条件、また事後の買戻しを評価するプロセスおよび統制を整備しておかなければなりません。

自己株式の買戻し

.125 企業が従業員から普通株式を買戻すことを選択する事例もいくつかあります。たとえば、企業が従業員(例:企業の創業者)に換金性を与えたい、あるいは希薄化を管理して優先株式投資家の保有比率を一定化したいと考える場合があります。この場合、普通株式に対して支払われる金額が公正価値か、それとも公正価値より高い金額かが主な検討事項となります。普通株式が公正価値よりも高い金額で買戻される場合、報酬費用となる可能性が高くなります。

PwCの見解:

多くの場合、企業が普通株式を買戻す金額は同時期に投資家が優先株式に支払う金額と同じです。しかし通常は、優先株式の公正価値は普通株式の公正価値より高くなります。従業員が保有する普通株式が、(企業または別の株主によって)公正価値にプレミアムを付加した金額で買戻される場合、普通株式の公正価値とそれを買戻すために支払われた金額との差額を報酬費用として計上しなければなりません。

持分再編における修正の影響

.126 企業が持分再編(例:スピンオフあるいは多額の臨時現金配当など)を行う場合、実質的に従業員の報酬価値の「全額」が維持されるよう、一般的に、株式の希薄化防止条項の一部としてストック・オプションやその他の報酬が修正されます。これらの取引は複雑であることが多く、検討すべき要素が多数存在します。

.127 修正により増価が生じるかどうかの判断においては、株式に基づく報酬制度に希薄化防止条項が含まれるかどうか为主要な検討事項となります。株式に基づく報酬制度に「必須の」希薄化防止条項が含まれる場合、通常、増価は生じません。しかし、株式に基づく報酬制度に経営者または報酬委員会の「任意による」希薄化防止条項が含まれる場合には、持分再編に伴い増価が生じる可能性が高くなります。従業員の報酬価値の「全額」を維持するための任意のアクションにより、結果として従業員はそれがなければ得られなかったはずの何かを受領することになります。

.128 修正により増価が生じるかどうかの評価において、企業は修正の前後における株式に基づく報酬の価値を比較しなくてはなりません。場合によっては、この計算の実施のタイミングの決定は簡単でないことがあります。この計算は、持分再編の影響を調整するために、市場が株価の下落を反映するタイミングで実施すべきです。言い換えれば、企業は持分再編の直前と直後の時点を識別する必要があります。

.129 市場が持分再編の影響を反映する時点の識別には、その企業の投資銀行またはマーケット・メイキングの専門家との議論が必要になるかもしれません。

.130 修正の計算にどの株価を使用すべきか、およびその株価はある時点における価格か平均価格かという問題が生じます。具体的なガイダンスはありませんが、SECスタッフは、使用される株価は一定期間にわたる平均価格ではなく、関連する市場メカニズムに基づき持分再編が株価に直接的に影響する時点における株価であるべきだと述べています。平均価格を使用すると、持分再編以外の事象の影響を取り込むことになってしまいます。

.131 企業がブラック・ショールズ・モデルのようなオプション価格決定モデルを使って増価を決定する場合、予想期間の仮定の決定に使用する方法を検討すべきです。たとえば、企業が通常、予想期間の決定に簡便法を使用している場合に、修正前または修正後においてオプションがアット・ザ・マネーでないならば、この方法は適切でない可能性があります。簡便法の使用はオプションが「基本的 (plain-vanilla)」なものであることを前提としています。「基本的」なものであるとみなされるためには、とりわけオプションの行使価格は株価と同じでなければなりません。

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

PwCの「[Guide to Accounting for Stock-based Compensation](#) (株式に基づく報酬の会計処理ガイド) (2012年版)

法人所得税

実効税率および租税構造

.132 近年、SECスタッフは、特に海外所得の増加にかかる低税率の影響について、透明性の向上を求めていることから、実効税率への注目が高まっています。さらに、企業の全般的な租税構造および法的枠組に対する監視も強化されています。財務諸表利用者に対してより高い透明性を提供するため、企業は実効税率に関する開示の強化を検討すべきです。具体的には、企業の法定税率の5%を超える項目を開示すべきです。また、内訳が適切に開示されるようにする必要があります。海外の管轄区域において減免税期間(タックス・ホリデー)が付与されている企業は、当該タックス・ホリデーの総額、1株当たりの影響、状況の説明(課税上の特別な地位が終了する日付など)を開示することが要求されます。最後に、企業が

今後12カ月の間に実効税率に重要な変更を予想している場合に開示が要求されます。

PwCの見解:

実効税率および法的枠組に対する監視が強化される状況において、企業は、開示の適切性および透明性を確保する必要があります。

不確実な税務ポジション

.133 不確実な税務ポジション(UTP)に関するガイダンス²¹は新しいものではありませんが、UTPは引き続き重視される分野となっています。UTPの評価とは、企業に未解決のUTPを貸借対照表日ごとに再評価し、特に、税務ポジションによる便益を計上するタイミングを検討することを要求する継続的なプロセスです。UTPから予想される結果に変動が存在する限り、これらの変動は、既存情報の再評価ではなく新しい情報に基づかなければなりません。企業は、特に、以下の項目を分析および文書化するためにプロセスと統制を確保する必要があります。

- 会計単位
- 「どちらかと言えば発生可能性がある(More-likely-than-not)」の認識要件
- 累積確率アプローチ
- 経済的実質のコーディフィケーションの影響(COES)

.134 親会社の帳簿もしくは連結財務諸表上で外国UTPsに関する引当金を計上する場合、為替換算の影響も考慮する必要があります。特に、在外事業体の機能通貨が報告通貨と異なる場合、外国UTPsに関する引当金は各報告期間の換算調整の対象となります。これは、機能通貨が報告通貨とは異なる在外子会社に関して親会社の帳簿に計上された繰延税金にも適用されます。

.135 税務便益ポジションの認識のタイミングは会計方針の選択によるものではありません。企業は税務便益ポジションについて、(1)「どちらかといえば発生する可能性がある」の認識要件を満たした時、(2)有効な決済が行われた時、または(3)出訴期限が経過した時のいずれか早い時点で税務ポジションによる便益を認識することが要求されます。有効な決済が行われた時点の判断は困難ですが、以下のすべての要件が満たされたときを意味します。

- 税務当局が上訴や不服審査を含む調査手続を完了した
- 納税者には、完了した調査に含まれる税務ポジションのいかなる側面についても上訴または告訴する意思がない
- 税務当局が税務ポジションの側面について調査または再調査する可能性はほとんどない

²¹ ASC 740-10

PwCの見解:

経済的実質を欠く取引に起因する未払いは**20%** (最終的に当該取引が適切に開示されていないと結論づけられた場合には**40%**)相当の追徴税の対象となります。したがって、企業は、**IRS**から異議を申し立てられる可能性のあるすべての取引に関して**COES**対価を十分に評価する必要があります。

企業は、各報告期間に未解決の**UTP**を再評価するだけでなく、開示についても再検討しなければなりません。特に、財務諸表に重要な影響を与える可能性のある税務監査が実施されている場合には、企業は合理的に可能な変更の範囲の見積りまたは当該範囲の見積りが不可能である旨を開示しなければなりません。また企業は、主要な税務管轄区域ごとに、調査の対象となっている税務年度を開示しなければなりません。

永久的再投資についての主張

.136 在外子会社におけるすべての未分配利益は親会社に移転されるという一般的な仮定が存在します。しかし多くの企業は、在外子会社の収益は永久的に再投資されると主張することによりこの仮定を覆し、未分配利益に関する繰延税金負債を計上していません。

.137 海外所得を永久的に再投資すると主張する企業は、この主張を裏づける証拠を集めなければなりません。企業は、過去に海外所得を分配していないという実績を単に示すことはできず、ガイドランスは、企業がこの主張を裏づける具体的な計画を有することを要求しています。この計画は文書化され、そこには親会社または別の子会社がなぜこの海外所得を必要としないかの理由および在外子会社の収益の再投資計画を記載しなければなりません。

.138 多くの企業が海外所得を永久的に再投資すると主張していますが、近年の景気減速および流動性ニーズにより、この主張に圧力がかかっています。

.139 SECスタッフは、在外子会社の収益は永久的に再投資されるという主張について調査を続けています。企業が海外所得は永久的に再投資されると主張する場合には、特に以下について検討しなければなりません。

- 海外管轄区域で保有する現金の国内で保有する現金に対する割合、および予測可能な将来における戦略計画
- 過去の本国送金に照らし、(在外事業体が)海外所得を永久的に再投資する能力と意図を有すると判断した理由
- 流動性の開示、および当該開示が企業の永久的再投資の主張とどのように整合しているか
- 開示の適切性(とりわけ永久的に再投資された海外所得の累計額に関して)、また実務上可能な場合には、本国送金が行われた場合に計上されるであろう繰延税金負債の金額およびそれらの収益に関して支払うべき税金の金額

.140 永久的再投資の主張には部門間の調整が必要であり、税務部門外、特に、経営、会計、財務、事業開発、各地域からの情報を取り込む必要があります。

.141 企業は、未送金の海外所得にかかる未計上税金負債の算定が実務上困難である旨を開示することが許容されています。しかしながら、この負債を開示する企業の数が増加してきています。最近、企業がこの負債を開示しないこと、あるいは開示が実務上困難であると主張することについて、SECスタッフの注目度が高まっています。企業は、開示要求を理解し、未計上負債を開示することが実務上困難である理由を文書化する必要があります。

評価性引当金

.142 評価性引当金の必要性の検討における第一のステップは、税務管轄区域において過去3年間に累積利益または累積損失が存在するか否かを検討することです。これは分析における一つのデータポイントに過ぎませんが、累積損失は(評価性引当金の必要性に対する)重要な消極的証拠を示すものであり、重要な積極的証拠がない限りそれを覆すことは難しくなります。

.143 評価性引当金の計上は1回限りの評価ではなく、むしろ企業は、状況の変化に応じて評価性引当金の取崩しの適切なタイミングを検討すべきです。累積利益は評価性引当金の取崩しの必要条件ではありません。企業は、評価性引当金の引当ておよび取崩しの検討にあたり、すべての積極的証拠および消極的証拠の全体を検討しなければなりません。

.144 SECスタッフは評価性引当金の引当ておよび取崩しのタイミングについての調査を継続しています。これは特に企業の年度末後の第1四半期においてとりわけ注目されます。企業は、Form 10-Kのファイリングからその後の第1四半期末までの期間が短いことから、前年度末に評価性引当金を引き当てなかった理由または取り崩さなかった理由を問われます。

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

- PwCの「[Guide to Accounting for Income Taxes](#) (法人所得税の会計処理ガイド)」(2012年版)
- PwCの税務会計サービスの年度末ホット・トピックスに関する公表物(近日公表予定)

非GAAP財務指標

.145 多くのSEC登録企業が、MD&Aおよび(あるいは)決算発表もしくは投資家向け電話会議において、非GAAP財務指標を提示しています。非GAAP財務指標は、経営者が自社の事業についてどのように考えているのかについて豊富な洞察を提供する情報であるため、投資家にとって有用です。非GAAP財務指標は業種によって、また同業種内でも多種多様なものとなっていますが、よくある例としては金利税引前利益(EBIT)、金利・税金・償却前利益(EBITDA)、営業活動による資金(FFO)などがあります。非GAAP財務指標は、純負債(現金、現金同等物、短期投資を控除後の負債)のような貸借対照表の指標である場合もあります。また非GAAP財務指標では、複合企業において異なる側面をもつ事業の内訳が示されたり、企業の買収や売却などの、多額、異常または特異な取引による影響が除去されたりする場合もあります。

.146 ほとんどの非GAAP財務指標は禁止されていませんが、企業は関連するSECガイダンス²²に留意する必要があります。非GAAP財務指標がどこに記載されているかにより、ガイダンスが異なる場合があります。通常、SECガイダンスは、非GAAP財務指標を開示または公開する企業に対し、最も直接的な比較が可能なGAAP財務指標を同等あるいはより目立つよう表示し、最も直接的な比較が可能なGAAP財務指標の調整表を含めることを要求しています。また企業は、非GAAP財務指標が投資家にとって有用な情報を提供する理由、および(該当する場合には)経営者が非GAAP財務指標を利用する他の重要な用途を開示することが要求されています。

.147 SECスタッフは、一部の非GAAP財務指標を「誤解を招く恐れがある(misleading)」として禁止事項とみなしています。その例としては、通常の現金営業経費などの、事業経営に不可欠な経費を除外した非GAAP財務指標などがあります。またSECスタッフは、完全な非GAAP損益計算書などの非GAAP財務指標を決算発表やMD&Aで過度に目立つよう表示することに反対しています。

²² Regulation S-K 10(e)、Regulation G、および Form 8K Item 202 に対するインストラクション。

より詳しいガイダンスは以下を参照して下さい。

[Dateline 2011-37](#) 「Highlights of the 2011 AICPA Conference on Current SEC and PCAOB Developments (SECおよびPCAOBの最近の動向に関する2011年AICPA全国会議のハイライト)」

経営者による討議と分析 (MD&A)

.148 MD&Aは公開企業のアニュアル・レポートの重要部分です。SECスタッフは、MD&Aに重要な既知の傾向や事象を記載すべきと考えています。これを確実に実施させるための1つの方法は、投資家に対し、予期せぬ驚きとにならないよう、今後の動向について注意を喚起することでしょう。SECスタッフはコメントレターの中で、SEC登録企業が将来を予言するような開示 (foreshadowing disclosure) を使用することを引き続き提案しています。たとえば、企業は返済期限が近いバルーン・ローン (返済開始後数年経過してから支払額が大きくなる借入契約)、係争中の訴訟、潜在的な減損などの重要な事象についての情報を早い時期に提供し、追加的な情報が入手されるにつれ期間ごとに情報をアップデートすべきです。これは前述の「引当金」、「のれんの減損」および「長期性資産の減損」のセクションでも述べています。

.149 SECスタッフは、MD&Aにおける特定の数値の裏づけとなる定量的情報および定性的情報の両方を求めています。これには、財務諸表数値の増減について詳細な説明を提供する (必要に応じて数値化や細分化を行う) ことも含まれます。将来の経営成績および流動性に重要な影響を与える可能性のある傾向の説明には、感応度分析も使用される可能性があります。重要な会計上の見積もりにおいては、財務諸表に重要な影響を与え、かつ重要な判断を要する領域に注目し、仮定の変動が経営成績に与える影響について検討する必要があります。

.150 SECスタッフは、SEC登録企業に対し、企業の流動性およびキャッシュ・フローについて追加的な洞察を読者に提供するような開示に焦点を当てるよう求めています。流動性に関する最近のコメントは、既存の信用枠やその他の借り入れ制限など、将来の現金の利用可能性に影響を与える項目を開示する要求に集中しています。たとえば、SECスタッフは、企業の連結財務諸表上の外貨建現金が利用できない理由について説明することを提案しています。また、どの資産が株主に無制限に帰属するかの理解について、SECスタッフの注目度が高まっています。キャッシュ・フローについては、SEC登録企業は、現金の主要なソースおよび使途、営業キャッシュ・フローの変動要因、キャッシュ・フローの傾向、特にキャッシュ・フローが営業収益と相関関係がない場合 (例: キャッシュ・フローはプラスだが営業損失が発生している場合、またはその逆の場合など) について説明する必要があります。

.151 最新の実務の一つとして、MD&Aのエグゼクティブ・サマリーの提供があります。今後の各四半期および (または) 事業年度における、SEC登録企業の事業上および経営上の事象に特有の最新の動向の主要ポイントをハイライトすることで、その重要性について投資家の注意を喚起し、長い報告書の中でそれらを強調することができます。

PwCの見解:

MD&Aにおいて、経営者は単にどこか別の場所で提供されている情報を繰り返すのではなく、財政状態および経営成績の変動の背景にある「原因 (why)」とその影響を説明する必要があります。

質問

.152 当Datalineに関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。当Datalineに関して質問があるエンゲージメントチームはNational Professional Services GroupのAccounting Services Groupまでお問い合わせください。

- 企業結合 1-973-236-7801
- 報酬 1-973-236-7802
- 金融商品 1-973-236-7803
- 収益 1-973-236-7804
- 連結/資金調達および不動産 1-973-236-7805
- 税金 1-973-236-7806

エンゲージメントチームは、指定されたSECサービスコンサルタント(該当する場合)またはSECサービスチームのメンバーにも問い合わせることができます。

Datalines address current financial-reporting issues and are prepared by the National Professional Services Group of PwC. They are for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, register for CFOdirect Network (www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.